号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5　［略］

第三十六条・第三十七条　［略］

（定期自主検査を行う製造施設）

第三十八条　［略］

2　法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備（経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

3　法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4・5　［略］

様式第17（第34条、第35条関係）

［略］

備考　1～4　［略］

5　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1)　申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2)　第34条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

(3)　その他必要な事項

6　［略］

様式第19（第35条関係）

［略］

備考　1～3　［略］

4　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1)　申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2)　第34条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

(3)　その他必要な事項

5　［略］

様式第20（第35条関係）

［略］

備考　1～3　［略］

4　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1)　申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5　［略］

第三十六条・第三十七条　［略］

（定期自主検査を行う製造施設）

第三十八条　［略］

2　法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備（告示で定めるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

3　法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（告示で定める設備にあつては、告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。

4・5　［略］

様式第17（第34条、第35条関係）

［略］

備考　1～4　［略］

5　〔　〕内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。

［新設］

［新設］

6　［略］

様式第19（第35条関係）

［略］

備考　1～3　［略］

4　備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

［新設］

［新設］

5　［略］

様式第20（第35条関係）

［略］

備考　1～3　［略］

4　備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

［新設］